

一 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 18 年 5 月 1 日・東京都規則第 161 号

1 概要

1 改正理由

平成 18 年 5 月 1 日から日本工業規格（JIS）により規定されている、電気冷蔵庫の年間消費電力量の測定方法が改正された。

これを受け、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に規定される、省エネルギーの基準となる消費電力量（以下「基準エネルギー消費効率」という。）が平成 18 年秋に改正される予定である。

基準エネルギー消費効率が告示されるまでの間、それぞれの機器の省エネラベルの作成に必要な相対評価を行うことができない。

そのため、当分の間、電気冷蔵庫について省エネラベルの掲出を休止する。

2 改正事項の概要

省エネラベルの掲示が必要な特定家庭用機器のうち、電気冷蔵庫について、平成 18 年 5 月 1 日から東京都規則で定める日まで、適用を休止する。

2 施行期日

平成 18 年 5 月 1 日

3 問い合わせ先

都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係
直通 03-5388-3567
内線 42-725